

## LUI「公募研究」成果報告書

研究課題（和文）：国連平和活動における 性的  
犯罪の防止についての法的・社会学的検証

研究課題（英文）：Analysis of prevention of sexual  
crimes in United Nations Peace Operations from  
legal and social perspectives

申請者名・所属先：キハラハント愛・総合文化  
研究科

海外招聘者名：Marsha Henry (London School of  
Economics)

### 1. 研究の目的

本研究は、国連平和活動（国連平和維持活動  
PKO を含む）において、1990 年代以降問題  
となり、現在も国連が効率よく対処できてい  
ない、要員による 性的 犯罪行為の予防とそ  
の処罰について、現在までの処罰中心の議論  
だけでなく、犯罪を未然に防ぐ予防を中心  
にする議論を含めた包括的な検証をすること  
を目的とする。また、研究結果をもって、学  
術的な成果を出すだけでなく、国連の 実際  
の関連の指針や内部メカニズム改正に貢献  
しようとするものである。

### 2. 研究開始当初の背景

申請者はこれまでに国連の要員による犯罪の  
訴追についての研究を進めて来た。これに、現  
在大改革を進めている国連の内部組織や内部  
規範の実施についての追加研究を行い、また、  
共同研究者が人間の行動、社会学の見地から  
見る 性的 犯罪の予防の専門家と共同研究を  
することで犯罪の予防について検証すること  
で、該当する犯罪について、より包括的に原因  
と効果的な対 処方法を検証することを目指  
す。

### 3. 研究の方法

具体的には、（1）申請者が国連機関内部での  
犯罪の情報を扱う機関、調査する機関、被害  
者・目撃者を支援する機関、要員を管理する機  
関、また、処罰について関わる機関について、

その制度、業務、適正と効率、について、法的、  
実質的な 面から検証する。また、関連の内部  
規範について整理し、その効率と施行の実態  
について検証する。（2）共同研究者は、国連  
平和活動の現場の状況と要員の実態に鑑みて、  
社会学的に性的 犯罪の要因を分析する。

以下、（1）と（2）に分けて書く。また、（3）  
は共通する研究活動・手法について記載する。

#### （1）法・制度の研究

申請者はこれまでの研究で、およそ 600 件  
の国連の平和活動に関わる要員が犯す犯罪の  
可能性のある行為について、その行為が行わ  
れた国連の平和活動ミッション、日時、犯罪の  
種類、被疑者の身分や国籍、訴追の有無、国連  
内部での処罰の有無、国連内部での犯罪の情  
報の扱い、被害者の身分や国籍、の項目に分  
けてデータを分析し、大部分の犯罪の可能性の  
ある行為について、被疑者が訴追されていな  
いことを証明した。また、訴追が行われない理  
由を検証し、法的には被疑者の送り出し国も  
ミッションを展開している国も、大部分の行  
為については当該国家の管轄権の有無が障害  
にならないことが分かった。また、国連職員や  
要員の持つ特権免除についても、大部分の犯  
罪行為については障害にならないはずである  
が、国連は特権免除に関わる法 を適用する際  
に、多くの場合実質訴追を阻んでいることが  
判明した。

本研究では、前回の研究の対象が犯罪行為  
であったのに対し、性的犯罪を対象を絞った。  
理由は、犯罪の予防について、主に共同研究者  
が検証する際に、性的犯罪を行うモチベーシ  
ョン、性的犯罪が許される環境を作る要因、な  
どについて検証するが、これらは性的な犯罪  
とそうでない犯罪において大きく異なること  
が考えられるからである。

本研究の法・制度研究の面においては、前研  
究で収集したデータをアップデートし、また、  
データの中で性的犯罪を分けてデータベース  
として作成する。また、犯罪にはならない性的  
不正行為についても新たに情報を収集し、性  
的犯罪・性的不正行為についての特徴を検証  
する。この新たな情報収集は、国連の報告書、  
NGOの報告書、各国の裁判記録、各国のメ

ディア報道など、多くの情報源から情報を収集した。

法的には性的犯罪であっても他の犯罪であっても、ほぼ相違はないので、法的な枠組みの追加検証は、例えば平和活動要員の送り出し国が性的犯罪について特に刑事管轄権を制定しているか、など、最小限です。ただし、現在、国連においては要員による犯罪、特に性的犯罪を予防し、公正に処罰するため、また、その過程を透明化し、機関内で法の支配を確立するため、かつてない大改革が施行されている。このため、性的犯罪・性的不正行為についての国連内部機関、国連内部規範については、前研究をアップデートするだけでなく、新しく設置された機関の役割、報告義務の所在、内部規範の改正の内容と、それに伴う既存の不正行為に対処する方法の変更など、やや大幅な追加検証が必要であった。これに伴う既存の不正行為に対処する方法の変更など、やや大幅な追加検証が必要であった。これは、主に国連の報告書と、国連の内部文書（内部規範、指針など）をもとに検証する他、主に国連の報告書と、国連の内部文書（内部規範、指針など）をもとに検証する他、研究者の既存のネットワークを通じて国連職員・各機関に確認する作業を行った。この検証研究者の既存のネットワークを通じて国連職員・各機関に確認する作業を行った。この検証により、国連が性的犯罪・不正行為に対してどれだけ効果的に対処しているのかということにより、国連が性的犯罪・不正行為に対してどれだけ効果的に対処しているのかということがより明確になった。

## （2）性的犯罪・不正行為の要因

共同研究者はこれまでに、国連の職員・要員による性的暴力・搾取の問題について、12年の研究実績を持ち、主に性的暴力・搾取がどうして行われるのかということを経験から研究してきた。主な手法は文献研究と関係者へのインタビューである。

本研究では、まず共同研究者にも研究者のデータを共有し、このデータをもとに共同研究者が性的犯罪・不正行為が行われやすい要素（加害者の国籍、国連平和活動ミッションへ

の赴任前の職務内容、送り出し国の警察文化、上官の指揮内容、指揮体系、どれだけ遠隔地であるか、当該職員・要員の休暇状況、経済状況、要員が職務を行うインセンティブなど）があるか検証した。

また、共同研究者は国連の性的犯罪・不正行為への対処法について分析した。これは、予防のためにどのような研修を義務づけているか、休暇についての規定と実践の状況、国連内部機関や内部規範を設定する際に仮定されていることとディスコース、要員の休暇についての規定と実践の状況、要員の職務遂行の水準規定とその管理などについての検証である。手法としては、まず国連報告書、内部文書、NGOによる報告書、学術的な文献を研究する。

次に、これに基づいて新しく、主に国連幹部へのインタビューにより、研究を補填した。特に、国連内部機関や内部規範を設定する際に仮定されていることとディスコース、要員が職務を行うインセンティブ、国連職員・要員が性的犯罪・不正行為を犯すモチベーション、それを取り締まるモチベーション、などについて、検証をした。

## （3）共通事項

本研究は、その性格上机上の研究のみでは捉え切れない実態を考慮する必要があるため、研究が進んだ時点で、2018年の9月に国連本部の平和維持活動局とフィールド支援局、並びに要員の派遣国の代表を招いてラウンドテーブル式の会議を行い、意見交換をして、研究結果の修正などを行った。ラウンドテーブル会議は国連日本代表部で行われ、国連事務次長補であり被害者の権利アドボケートであるジェーン・コナーズ女史と共に企画・運営され、国連から4人の事務次長、1人の事務次長補を含む20余名の幹部職員が参加した。

## 4. 研究成果

### 第9回 HMC オープンセミナー

- 題目：国連平和活動において性的暴力が許容されている背景：社会学的行動科学の観点から（Why is the UN failing to mitigate sexual exploitation and abuse in

Peace Operations? – From social behavioral science perspectives)

- 日時：2019年4月12日（金）17:00-19:00
  - 場所：東京大学 東洋文化研究所3階 第1会議室（入場無料 事前登録不要）
  - 報告者：Dr. Marsha Henry（外国人研究員）、キハラハント 愛（「人間の安全保障」プログラム・准教授）
  - 使用言語：英語（一部 日本語）
  - 概要：1990年代より国連平和活動における性的暴力・搾取の問題が公に報道されてきた。21世紀に入ってから国連はこの問題に対処して来ており、特に近年はその撲滅に力を入れてきた。内部規律が整備され、新しい政策が導入され、既存の規律・政策が見直されてきた。すべての要員に性的暴力・搾取はどのような状態でも禁止されていること、また、この規律を破ると罰則があることが通達された。性的暴力・搾取を黙認する上司も罰せられることが明らかにされた。しかし性的暴力・搾取の報告は後を絶たない。何が問題なのか。本セミナーでは、この問題の性質と規模、また、国連がこれに対処するためにどのような規律や責任追及の制度を導入してきたのかを紹介し、国連が性的暴力・搾取の撲滅のために取っている諸策の前提とされていることは適切なかを問う。特に、次の3つの問題について議論する。
1. 平和活動の分野・機関：力の構造、プロジェクトとシステムとしての平和維持の概念の枠組みを反映するものとしての関連機関・政策・法のマッピング
  2. 要員研修のギャップ：研修教材やカリキュラムに、セクシュアリティ、性的健康、自己の保護、同意、性的・ジェンダー平等にまつわる文化についての議論が抜けていること
  3. ジェンダー関係と軍隊において予見されること：軍隊におけるサブカルチャー、組織的な要求、既存のジェンダー的・職業的な役割、並びにジェンダーと軍事化との関係性

#### 第15回 HMC オープンセミナー

- 題目：国連のアカウンタビリティ：国連平和活動における性的暴力と搾取—社会的アカウンタビリティから法的アカウンタビリティまで（UN Conduct: From Social to Legal Accountability for Sexual Exploitation and Abuse in Peacekeeping Operations）
- 日時：2019年8月9日（金）17:00-19:00
- 場所：東京大学 伊藤国際学術研究センター3階 中教室（The University of Tokyo, Ito International Research Center, 3F, Seminar Room）
- 報告者：マーシャ・ヘンリー（総合文化研究科、LSE）、キハラハント愛（総合文化研究科） Marsha Henry (Graduate School of Arts and Sciences and Gender Studies, LSE), Ai Kihara-Hunt (Graduate School of Arts and Sciences)
- 使用言語：英語（一部、日本語）
- 概要：このセミナーでは国連が平和活動における性的暴力・搾取の問題についてどのような対策を取ってきたかを検証する。社会的アカウンタビリティは、要員に対する研修や、受入国の人々に社会的な害を与えないように計画された一連のツールを含む。教材やリスク分析のツールは対人レベルで有意義であるが、安保理決議は人道分野における性的暴力・搾取・ハラスメントの問題を国際的に認識させるために役立った。国連のアプローチに現代の平和活動要員の職業文化をよりの確に反映させることが重要である。法的アカウンタビリティは被害者を適切に保護できていない。法的アカウンタビリティの枠組みは複雑で、何重もの捜査の過程、管轄権の問題、特権免除の適用、証拠に関する法・規則、複数のアクター間の司法協力、被害者・目撃者・内部告発者の保護、民事訴訟、認知請求、そして国連被害者基金など、多くの制度と手続きがあり、常にモニタリングが必要である。これらのアカウンタビリティ対策が国連平和活動や国連全体の社会変革する限界と可能性は、どのように考えられるのだろうか。

## 第16回オープンセミナー

- 題目：Recording Atomic-Flash Burns, Archiving and its Living Legacy
  - 日時：2019年8月12日(月) 15:00-17:00
  - 場所：東京大学 山上会館 地下1F 会議室002
  - 報告者：Jonathan Reinartz (バーミンガム大学・教授)
  - ディスカッション：岡田泰平 (総合文化研究科・准教授)
  - コーディネーター：キハラハント愛 (総合文化研究科・准教授)
  - 使用言語：英語 (一部、日本語)
  - 概要：広島と長崎への原爆投下により、被害者は新しい複合的な傷害と病を被った。多くの人々が命を落とし、第二次世界大戦終了後も長年にわたって犠牲者は増え続けた。医学史の分野では、最初期の原爆被害者が負った傷害についての議論の中心となっていたのは熱傷だった。そして、それらの経験がのちに多くの西洋国家における緊急医療の発展に影響を与えた。例えば、バーミンガム事故病院の医学研究審議会熱傷ユニット長レオナルド・コールブルックは、1950年の著作「A New Approach to the Treatment for Burns and Scalds」において、戦後コミュニティの医療ニーズを支えるためには熱傷ユニット (著作内で記された「理想的」なものも含めて) が不可欠であることを示した。熱傷ユニットが特に不可欠であるとされたのは、アメリカとソ連との間で軍拡競争が開始され核戦争の脅威が増大していたことによるものである。それから二十年ほどが経過した冷戦期に行われた緊急医療サービスを組織化する議論においても、原爆の被害はしっかりと中心に据えられていた。
- ◇ このセミナーでは、ライナーツ教授が熱傷被害とアイデンティティの歴史に関する広範な研究活動を紹介し、広島と長崎での原爆投下が人間の健康にもたらした影響はどのように記録されてきたか、また記録が原爆被害者に対する医療的対応にどんな示唆を与えたか、に焦点を当て

ながら議論する。コメンテーターの岡田准教授は、そのような記録が裁判の中でどのように利用できるかを中心にコメントする。

## 5. 主な発表論文等

### 〔図書〕

- キハラハント愛「機動隊と日本沿岸警備隊の武力の行使についての考察(原題: An Examination of The Force Used by Kidoutai (Riot Police) and Japan Coast Guard)」、高橋宗瑠編『日本の市民的政治的権利(原題: Civil and Political Rights in Japan)』、Routledge社(2019)
- キハラハント愛「婚姻と家族生活における女性差別(原題: Discrimination against Women in the Sphere of Marriage and Family Life)」、高橋宗瑠編『日本の市民的政治的権利(原題: Civil and Political Rights in Japan)』、Routledge社(2019)

### 〔雑誌論文〕

### 〔学会発表〕

人間の安全保障学会 Gender and Peacebuilding Panel

- 題目：Analysis of Reform of Mechanisms on Sexual Exploitation and Abuse in the UN Peace Operations
- 日時：2019年12月9日(日) 9:30-11:00
- 場所：広島市立大学
- 同パネルにおける報告者：キハラハント愛 (総合文化研究科・准教授)、Hoyumi Yashiro
- コーディネーター：クロス京子 (立命館大学教授)
- 使用言語：英語
- 概要：国連平和活動における性的暴力・搾取の予防とアカウンタビリティの取り組みは、犯罪と不法行為を混合して扱っている。このことは、国連の内部規律が混乱していること、内部規律があってもきちんと施行されていないこと、などと相ま

って、加害者の個人のアカウントビリティを国際法・国連憲章と国連のマンデートに従って適当な形で問うことに失敗している。

英国国際学学会年次会「平和維持活動と平和構築」作業部会パネル

- 題目：The Influence of Sexual Exploitation and Abuse on Police Operations
- 日時：2019年6月13日（金）13：45－15：10
- 場所：ロンドン Royal Society、Sir Kirby Laing
- 同パネルにおける報告者：キハラハント愛（総合文化研究科・准教授）、Lenneke Sprik（University of Groningen/VU Amsterdam、准教授）、Sabrina White、University of Leeds、准教授）
- コーディネーター：Sabrina White、University of Leeds、准教授）
- 使用言語：英語
- 概要：国連平和活動において性的暴力・搾取が、同活動の警察の業務に与える影響について、2つの面から検証した。一つは性的暴力・搾取自体が犯され、その犯罪・不法行為が不問になることにより、国連、中でも法の支配の中核を担う警察の業務に与える影響である。現地の警察、被害者、そして一般の人々からの信頼を失うことにより、国連警察の業務に支障をきたすとともに、それらの問題行為を捜査したり証拠を保存したりするために国連警察の要員が本来の業務以外のことを行うために引き起こされる、警察の業務に対する影響である。もう一つは、国連の性的暴力・搾取への取り組みが犯罪と不法行為の区別をつけずに対処する方策を取っており、加害者のアカウントビリティを必ずしも問わずに被害者の経済的支援を行ったりする「被害者中心主義」が与える、より長期の警察の業務の目標である法の支配の確立への影響である。

国連システム学術評議会（ACUNS）年次会全大会 「犯罪・紛争と開発」パネル

- 題目：The Nexus between Crimes and Conflict
- 日時：2019年6月21日（金）
- 場所：南アフリカ ステレンボッシュ大学大ホール
- 同パネルの報告者：Kwesi Aning（Director, Faculty of Academic Affairs & Research, Kofi Annan International Peacekeeping Training Centre）、Jean-Luc Lemahieu（UNODC, Director Division for Policy Analysis and Public Information）、キハラハント愛（総合文化研究科 准教授）
- モデレーター：Math Noortmann、（コペンハーゲン大学、教授）
- 使用言語：英語
- 概要：犯罪と開発には相関関係があるということが証明されてきた。持続的開発目標 SDGs の中で、犯罪と開発についてのつながりが集大成されたと言える。

[その他]

- 本研究のために国連平和活動における性的暴力・搾取のデータを収集し、データベースを作成した。このデータベースは性的暴力・搾取の事件を合計 800 件ほど収集、整理したもので、貴重なデータであるが、このデータベースを整理した後にヒューマニティーズセンターのウェブサイトより一般公開予定である。
- また、このデータを分析した結果をヒューマニティーズセンターのブックレットとして出版予定である。
- 本研究の成果はラウンドテーブル会議での議論の要約という形で参加した国連幹部、研究者、市民社会の代表者に情報共有された。また、その内容を国連加盟国にも共有する予定となっている。
- ラウンドテーブル会議において形成されたネットワークは、次に国連加盟国に焦点を当てた会議の開催に役立てられる。次回のラウンドテーブル会議は、日本ではなく他の国の国連代表部において開催される見込みである。